

静岡県漁業者・養殖業者の皆さんへ

価格が高騰している漁業用燃油・養殖用飼料の
購入実績に応じて支援金がでます！

【申請期日】
令和8年2月20日
まで

漁業用燃油等価格 高騰対策緊急支援金



静岡県内に住所を有する

漁業者・養殖業者※が申請可能

【条件】

- ・国の漁業経営セーフティーネット構築事業に加入していること
又は令和8年度に新規加入すること
- ・令和8年1月8日以前から漁業・養殖業を営んでいること

※ 遊漁船業専門者は対象外（兼業の場合は、漁業に使用した分のみ対象）

支援金額は 支援単価^{※1} × 対象数量^{※2} 以内の額

※1 漁業用燃油：2,781円/リットル
養殖用配合飼料等：22,579円/キログラム

※2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの
漁業用燃油・養殖用配合飼料等購入数量

詳細は裏面へ

書類
提出先

所属の漁業協同組合

（※漁協に所属していない場合：（株）東海道シグマ）

対象者

下記条件をいずれも満たす方

- ① 静岡県内の漁業者・養殖業者
(1) 県内に住所を有する個人であること。
(2) 法人の場合は静岡県内に本店を有すること。
(3) 養殖業の場合は静岡県内に養殖場を有すること。
※遊漁船業専門業者は対象外。
兼業の場合は、漁業に用いる燃油のみ対象
- ② 国の漁業経営セーフティーネット構築事業に現在加入している、又は令和8年度に新たに加入する方
- ③ 令和8年1月8日以前から漁業・養殖業を営んでいる方

支援金額

支援金額 >> **支援単価** × **対象数量** 以内の額

- ① 支援単価 >> 漁業用燃油 : 2.781円/リットル
養殖用配合飼料等 : 22.579円/キログラム

- ② 対象数量 >> 令和6年4月1日～令和7年3月31日の
漁業用燃油・養殖用配合飼料等の購入数量

漁業用燃油：漁業・養殖業に用いるA重油、軽油、ガソリン等

養殖用配合飼料等：養殖業に用いる魚粉又は魚油を原料とする配合飼料等

申請方法 (必要書類)

申請期日

所属漁協に下記書類を提出 (所属していない場合は(株)東海道シグマ)

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 漁業・養殖業を営んでいることが確認できる資料
- ④ 漁業用燃油等の購入数量が分かる書類(納品書等)
- ⑤ 法人の場合は、法人登記に係る履歴事項全部証明書
- ⑥ 養殖業の場合は、養殖場の所在地が確認できる資料
- ⑦ 振込先口座の確認資料(通帳の写し等)

→金融機関・支店・口座番号・名義人・名義人フリガナが記載されているページ

申請期日 >> 令和8年2月20日(金)まで

※ 支援金の支払いは令和8年6月ごろを予定

問合せ先

【提出書類等について】

→漁業用燃油等高騰対策窓口 (株)東海道シグマ

電話：050-5799-2914

メール：suisan-nenryu@sigma-jp.co.jp

【その他事業詳細について】

→静岡県漁業協同組合連合会 電話：054-254-6011